

名木ヒマラヤスギ並木伐採に係る氏名等の公表について

1 経過

- 令和3年 6月 東京学芸大学附属国際中等教育学校長から、区へ名木指定解除申請を提出された。
区は、樹木診断を実施し、当該ヒマラヤスギの健全度が5段階評価で高い方から2、3段階であり、伐採相当でないことを確認した。
- 7月 区は、国立大学法人に対して、ヒマラヤスギ並木の剪定による保全を求めた。
- 9月 区は、国立大学法人と学校長に対して、区長名による文書で保全を求めた。
- 12月 同法人から、学長名でヒマラヤスギ並木を伐採する考えに変わりはない旨の文書を提出された。
区は、区長の附属機関である緑化委員会に名木の指定解除について諮問し、継続審議となった。
会長名で、同法人に対して、伐採に関する近隣住民周知や伐採後の植栽計画等について、資料の提出を依頼した。
- 令和4年 2月 同法人から、会長宛に、伐採に関する近隣住民周知や伐採後の植栽計画等について、資料を提出された。
- 3月 緑化委員会は、名木の指定解除について二回目の審議を行った結果、否決した。
区は、学校長宛に、指定解除不承認通知書を送付した。
同法人は、ヒマラヤスギ並木を伐採した。
区は、学校長宛に、弁明の機会の付与について文書を送付した。
- 4月 学校長から、区宛に、弁明書（資料1-2）を送付された。

2 氏名等の公表について

氏名解除について否決された名木ヒマラヤスギが伐採されたため、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例に基づき、以下の内容について氏名等の公表を行う。

(1) 公表内容

ア 名称

東京学芸大学附属国際中等教育学校

イ 代表者氏名

校長 荻野 勉

ウ 所在地

東京都練馬区東大泉五丁目 22 番 1 号

エ 公表の原因となった行為の内容および違反した事項

練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例第 22 条第 3 項の規定による「保護樹木等またはねりまの名木指定解除決定通知書」の通知を受けず学芸大附属大泉中のヒマラヤスギ並木（ねりまの名木第 7 号）を伐採した。

(2) 公表理由

国立大学法人は、指定の解除が認められなかったにも関わらず、ヒマラヤスギ並木を伐採した。

なお、同法人は、指定解除の是非の結論を待つことなく地域住民に対して伐採の周知を行う等、緑化委員会の意思決定過程を無視する対応を行った。

3 伐採の状況について

資料 1 - 3

4 その他

資料 1 - 4（練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例等）